

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則（平成16年規則第15号。以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教育職員及び事務職員（国立大学法人兵庫教育大学年俸制適用教育職員給与規程又は国立大学法人兵庫教育大学新年俸制適用教育職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該給与の計算期間の途中で新たに教職員となった者その他これに準ずる者の給与支給日は、次の表に掲げる給与支給日の翌月とする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 職務付加手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額 幼稚園教員特別手当 特別貢献手当	一月の初日から 末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 管理職員特別勤務手当	一月の初日から 末日まで	当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
特別調整額		その月の17日（ただしその日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）期末手当、勤勉手当にかかるものは、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）

2 教職員の給与は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、改定するものとする。

(給与の支払)

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令で定めるもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、教職員の預貯金口座に振込むことによって支払う。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職（死亡を除く。第5条、第20条、第28条、第31条及び第39条から第41条までにおいて同じ。）し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日（第5条第1項の規定により休日となった日を含む。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、教職員又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 教職員が死亡したとき。

（給与の非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ教職員から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与を日割計算により速やかに支払う。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第23条及び第34条から第36条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及び俸給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第34条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、次条の俸給表に定める級及び号俸と俸給月額に基づき支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）
 - イ 一般職俸給表（一）
 - ロ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）
- (4) 指定職俸給表（別表第4）

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 就業規則第10条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、昇格させることがある。

- 2 勤務成績が優秀な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることがある。

（降格）

第14条 就業規則第20条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることがある。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。以下この条において同じ。)の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(教育職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が4级以上であるものにあつては、3号俸)とすることを標準として細則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあつては、57歳)を超える教職員の前項の規定による昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて細則で定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。

第18条 削除

第19条 削除

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第20条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び第24条において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、国立大学法人兵庫教育大学教員の就業に関する規程(平成16年規程第38号。以下「教員就業規程」という。)第5条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給する。

4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等(期末手当及び期末特別手当を除く。)の100分の60以内を支給する。

5 教職員が就業規則第13条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。

6 教職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給する。

7 教職員が就業規則第13条第1項第5号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給する。

8 休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

9 第1項、第2項、第3項、第5項、第6項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第39条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され(細則で定める事由により解雇された場合を除く。)、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び期末特別手当を支給する。ただし、第39条第3項第2号ロ及びハ(これらの規定を第41条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる職員には支給しない。

10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第39条第4項から第9項までの規定を準用する。この場合において、第39条第4項中「第1項の」とあるのは、「第20条第9項本文の」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

第21条 国立大学法人兵庫教育大学教職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第49号。以下「育児休業規程」という。)により育児休業又は育児時間を取得して勤務しない教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- (2) 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（細則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (3) 第40条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- (4) 第41条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（細則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。
- (5) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、細則で定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (6) 教職員が育児時間を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。
（育児短時間勤務教職員の給与）

第21条の2 育児休業規程第14条第1項の規定に基づき勤務する教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）の給与については、次の表の左欄に掲げる条項中の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	俸給月額	俸給月額に労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第26条第2項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第39条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第40条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第41条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第42条第2項	定める額	定める額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第21条の3 削除

（介護休業者等の給与）

第22条 国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程（平成16年規程第50号）により介護休業又は介護部分休業を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第23条 教職員が勤務しないときは、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する就業禁止、労働時間等規程第18条に規定する休暇又は同規程第16条の規定によりその勤務しないことが認められている場合は、減額しない。

2 就業規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても、特に給与を減額する旨規定されているときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の定めるところにより減額して支給する。

（俸給の半減）

第24条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。）に係る療養のため、又は就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

第4章 諸手当

（俸給の調整額）

第25条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職及びその職を占める教職員の俸給の調整額は細則で定める。

3 前2項の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

（管理職手当）

第26条 管理職手当は、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、は、細則で定める管理職手当の区分（第39条第2項において「管理職手当の区分」という。）に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定労働時間を超えて勤務した場合における割増賃金相当額（当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を除く。）を含むものとする。
（職務付加手当）

第26条の2 職務付加手当は、細則で定める著しく負担のかかる職務を付加された教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員及び管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 職務付加手当の月額は、別表第8の2に掲げる額とする。
（初任給調整手当）

第27条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であるとして細則で定める教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の職に新たに採用された教職員（医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師免許証を有する者であつて、細則で定めるものに限る。）には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、前条の規定に基づき管理職手当の区分が1種の管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年（医師法に定める臨床研修を経た場合にあつては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教職員（学校教育法に定める大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第13条第1項の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第20条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に定める初任給調整手当及び他の法人等において支給される手当でこれに相当するものと認めた手当（以下「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第28条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族たる配偶者、父母等（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）8級及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、別に定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一（一）8級職員等が一（一）8級職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一（一）8級職員等以外のものが一（一）8級職員等となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（地域手当）

第29条 地域手当は、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に、100分の2を乗じて得た額を教職員に支給する。

- 2 次に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情及び当該異動前日の勤務地等を考慮して、本学が特に必要と認める場合に細則の定めるところによる地域ごとの支給割合により支給する。
- (1) 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターに勤務する者
 - (2) 給与法の適用を受ける職員（以下「給与法適用職員」という。）
 - (3) 検察官
 - (4) 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者
 - (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人に勤務する者
 - (6) 特別職に属する国家公務員
 - (7) 地方公務員
 - (8) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者
 - (9) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に勤務する者
 - (10) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）に勤務する者

3 前各項に定めるもののほか本学が特に必要と認める教職員には、細則の定めるところにより、第1項及び第2項の規定に準じて地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第29条の2 広域異動手当は、勤務箇所を異にする異動をした教職員のうち、当該異動前後の勤務箇所間の距離及び当該異動直前の住居から当該異動直後に在勤する勤務箇所までの間の距離がいずれも60キロメートル以上となる教職員に支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として細則で定める場合は、この限りでない。

2 広域異動手当は、前項の異動の日から3年以内（附属学校教員にあっては5年以内）の期間について支給する。

- 3 広域異動手当の月額、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。
- (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 4 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 5 第29条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情を考慮して、本学が特に必要と認める場合は、前各項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 6 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前各項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前各項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- (住居手当)

第30条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学若しくは他の法人等又は国から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他細則で定める教職員を除く。）
 - (2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（他の法人等又は国から貸与された宿舎その他細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情等を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合に準用する。
- (通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつ

て自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

- (4) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 第1号に定める額又は第2号に定める額のいずれか高い方の額

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

ホ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

3 勤務箇所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、第29条第1項各号に掲げる者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3

号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員の通勤手当の月額算出について準用する。

- 5 前2項の規定により算出した通勤手当のうち新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の2分の1相当額を支給する期間は、第3項に規定する教職員は勤務箇所を異にする異動の日から、前項に規定する教職員は教職員となった日から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。
- 6 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の教職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 7 通勤手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、通勤手当を支給されている教職員が同項の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 通勤手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合に準用する。

（単身赴任手当）

第32条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- | | | |
|------|----------------------------|---------|
| (1) | 100キロメートル以上 300キロメートル未満 | 8,000円 |
| (2) | 300キロメートル以上 500キロメートル未満 | 16,000円 |
| (3) | 500キロメートル以上 700キロメートル未満 | 24,000円 |
| (4) | 700キロメートル以上 900キロメートル未満 | 32,000円 |
| (5) | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| (6) | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| (7) | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| (8) | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| (9) | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| (10) | 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

- 3 第29条第1項各号に掲げる者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項の規定による単身赴任手当を支給する期間は、第1項に規定する勤務箇所を異にする異動の日又は前項に規定する教職員となった日（第6項において「起算日」という。）から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。
- 5 新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至った日又は起算日から5年を経過した日のいずれか早い日の属する月（その日が月の

初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 7 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(特殊勤務手当)

第33条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第34条 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により所定の労働日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜である場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

(休日給)

第35条 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により同規程第4条第1項、同条第2項、第5条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日並びに同規程第6条第1項の規定による休日の代休日に業務上の必要により勤務することを命ぜられた教職員には、勤務を命ぜられた全時間(同規程第5条第1項の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の労働日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち、所定労働時間を超えて勤務した時間)(以下次条において「休日勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜である場合は、100分の160)を休日給として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

(60時間を超える超過勤務等に係る超過勤務手当等)

第35条の2 前2条の規定にかかわらず、所定労働時間を超えて勤務した時間と休日勤務時間とを合算した時間が1箇月(第2条に規定する給与の計算期間と同じとする。)について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜である場合は、100分の175)を超過勤務手当又は休日給として支給する。

(夜勤手当)

第36条 労働時間等規程第13条の規定により所定労働時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

第37条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第38条 第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日並びに同規程第6条の規定による休日の代休日(次項において「休日等」という。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

イ 指定職俸給表の適用を受ける教職員	18,000円
ロ 管理職手当の区分が1種である教職員	12,000円
ハ 管理職手当の区分が2種である教職員	10,000円

- ニ 管理職手当の区分が3種である教職員 8,500円
- ホ 管理職手当の区分が4種又は5種である教職員 7,000円
- ヘ 管理職手当の区分が6種である教職員 6,000円
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額
 - イ 管理職手当の区分が1種である教職員 6,000円
 - ロ 管理職手当の区分が2種である教職員 5,000円
 - ハ 管理職手当の区分が3種である教職員 4,300円
 - ニ 管理職手当の区分が4種又は5種である教職員 3,500円
 - ホ 管理職手当の区分が6種である教職員 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職手当の支給を受ける教職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され（細則で定める事由により解雇された場合を除く。次項、第3項、第5項、次条第1項及び第41条第1項において同じ。）、又は死亡した教職員についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第41条までにおいて同じ。）において教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給の調整額、扶養手当、教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに幼稚園教員特別手当の月額の合計額に、次の表（1）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに幼稚園教員特別手当の月額の合計額に、同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の125を乗じて得た額（次の表（2）の教職員欄に掲げる教職員のうち、管理職手当の区分欄に掲げる管理職手当の区分が1種又は2種である教職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の表（3）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

表（1）

俸 給 表	教 職 員	加 算 割 合
一般職俸給表（一）	職務の級8級以上の教職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の教職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の教職員	100分の10
	職務の級3級の教職員	100分の5
一般職俸給表（二）	職務の級5級の教職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の教職員	100分の5
教育職俸給表（一）	職務の級5級の教職員	100分の15（細則で定める教職員にあっては100分の20）
	職務の級4級及び3級の教職員	100分の10（職務の級4級の教職員のうち細則で定める教職員にあっては100分の15）
	職務の級2級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	職務の級5級の教職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の教職員	100分の10
	職務の級2級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の5（細則で定める教職員にあっては100分の10）

医療職俸給表（一）	職務の級 4 級及び 3 級の教職員並びに 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5
医療職俸給表（二）	職務の級 3 級の教職員及び 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5

表（2）

俸 給 表	管理職手当の区分	教 職 員	加算割合
一般職俸給表（一）	1 種	職務の級 8 級以上の教職員	100分の 20
一般職俸給表（一）	2 種	職務の級 7 級以上の教職員	100分の 15

表（3）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 無給休職者（就業規則第 13 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号までの規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第 13 条第 1 項第 2 号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ハ 無給派遣休職者（就業規則第 13 条第 1 項第 5 号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ニ 大学院修学休業教職員（教員就業規程第 12 条の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）

ホ 育児休業規程第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

ヘ 停職者（就業規則第 43 条第 4 号の規定により停職にされている職員をいう。）

ト 自己啓発等休職者（就業規則第 13 条第 1 項第 7 号又は同項第 8 号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

(2) 基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号イからヘまでのいずれかに該当する教職員であった者

ロ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者となった者

ハ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等に勤務する者となった者（細則で定める者に限る。）

4 次の各号のいずれかに該当する者には、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 43 条第 1 号の規定により懲戒解雇された教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 43 条第 2 号の規定により解雇された教職員

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に細則で定める事由により解雇された職員

(4) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前 3 号に掲げる者を除く。）で、退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(5) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟

法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する社会の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、学長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 学長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第40条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても、同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（前条第2項の表（2）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の表の勤務期間欄に掲げる勤務期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合及びその者の勤務成績に応じて細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の 95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の 90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の 80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の 70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の 60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の 50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の 40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の 30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の 20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の 15
15日以上 1 箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イからハまでを「休職者（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている教職員（第20条第1項及び第2項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。
- 4 前条第4項から第9項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（期末特別手当）

- 第41条** 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても、同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている者（同項第5号及び第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に俸給月額の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、6月及び12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の第39条第2項の表（3）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて細則で定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。
 - 3 第39条第3項の規定は、同項第1号ニを除いて、期末特別手当の支給について準用する。
 - 4 第39条第4項から第9項までの規定は、期末特別手当の支給について準用する。

（義務教育等教員特別手当）

- 第42条** 国立大学法人兵庫教育大学教職員雇用管理規程（平成16年規程第39号。以下「雇用管理規程」という。）別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員（以下「附属学校教員」という。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1）附属小学校及び附属中学校に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額
 - （2）附属幼稚園に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

（教職調整額）

- 第43条** その職務と勤務態様の特殊性に基づき、附属学校教員のうち、その属する職務の級が教育職俸給表（二）の3級及び2級である教職員には、その者の俸給月額の100分の5に相当する額を教職調整額として支給する。
- 2 第24条の規定により俸給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額の額は、当該半減後の俸給月額を基礎として算出した額とする。

（幼稚園教員特別手当）

- 第43条の2** 幼稚園の教育体制の充実のため、附属幼稚園に所属し、かつ教育職俸給表（二）の適用を受ける者には、9,000円を幼稚園教員特別手当として支給する。
- 2 第24条の規定により俸給月額の半額が減ぜられた場合における幼稚園教員特別手当の額は、当該半減後の俸給月額を基礎として算出した額とする。

（特別調整額）

- 第44条** 国家公務員又は地方教育職員から引き続き教授又は准教授となった者のうち、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合、一定の期間において特別調整額を支給できるものとする。
- （1）特に学長が文部科学省又は都道府県教育委員会（以下「教育委員会等」という。）にその候補者の推薦を依頼し、それを受けて当該教育委員会から推薦された者であること。
 - （2）当該教育委員会等からの推薦に当たり、その者が採用された場合の本学での待遇について配慮の依頼があった者であること。
 - （3）本学教授又は准教授として決定した給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）の額が、本学採用直前に受けていた地方教育職員としての賃金（本学の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当に相当する手当を除く。）の額を下回ることになること。
- 2 特別調整額は、次の各号に定める額とする。
 - （1）給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）において支給する額は、前項第3号の差額（期末手当及び勤勉手当を除く。）とする。

- (2) 期末手当及び勤勉手当において支給する額は、本学教授又は准教授として第39条及び第40条の規定により算出した額と前職において支給された直近の期末手当及び勤勉手当のそれぞれの基礎額を基礎として第39条及び第40条の規定により算出した額の差額とする。

(特別貢献手当)

第45条 本学の教育，研究，学生指導並びに運営等に特に顕著な貢献があると学長が認める教職員には，特別貢献手当を支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか，特別貢献手当に関し必要な事項は，細則で定める。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第46条 この規程の実施に関し必要な事項は，細則で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(承継職員の俸給表、級及び号俸等)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学教職員となった者（以下「承継職員」という。）のこの規程施行の日（以下「施行日」という。）において適用を受ける俸給表（以下「新俸給表」という。）並びにその属する職務の級及びその受ける号俸又は俸給月額（以下「新級号俸」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、施行日に給与法の規定が適用されるものとした場合に、昇格、昇給等により適用を受ける俸給表、その属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額が異動することとなる教職員については、施行日の前日に受けていた級、その受ける号俸又は俸給月額（以下「旧級号俸」という。）等を基礎として、新俸給表、新級号俸等を決定する。

(1) 新俸給表 次表の施行日の前日に受けていた俸給表欄の俸給表に対応する同表の施行日における俸給表欄に定める俸給表とする。

施行日の前日に受けていた俸給表	施行日における俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）
指定職俸給表	指定職俸給表

- (2) 新級号俸 旧級号俸と同一とする。
- 3 前項本文の規定により俸給月額を決定される教職員に対する施行日以降における最初の第17条第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間（これに相当する期間を含む。）を新級号俸を受ける期間に通算する。
- 4 削除
(扶養手当等)
- 5 承継職員に係る施行日の前日における給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の認定は、それぞれ第28条に規定する扶養手当、第30条に規定する住居手当及び第32条に規定する単身赴任手当の認定とみなし、手当の支給を継続（単身赴任手当の支給を継続する場合における第32条第4項の起算日は、平成16年4月1日とする。）、開始、改定又は停止するものとする。
(通勤手当)
- 6 承継職員に係る施行日における通勤手当は、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更又は通勤のため負担する運賃等の額の変更について通勤届の提出があった場合を除き、従前の通勤届により第31条の規定により認定の上、手当の支給を継続、開始、改定又は停止するものとする。
(俸給の半減)
- 7 第24条に規定する病気休暇の期間が施行日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇」とあるのは、「施行日前における当該療養のための病気休暇」とする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月20日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級)
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号俸の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3及び第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日にお

ける号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸又は俸給月額（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（細則で定める教職員にあっては、細則で定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、同表に旧号俸又は経過期間に応じた新号俸が掲げられていない教職員の新号俸は、新級における最高の号俸とする。

- 4 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び細則で定めるこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、細則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第7条第1項、第26条第2項、第29条第2項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、第43条第1項及び第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第6項、附則第7項又は附則第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成22年3月31日までの間における特例）
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は細則で定める。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則（令和4年3月10日改正）

この規程は、平成4年3月10日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和5年11月6日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、第39条第2項、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和5年12月に支給する期末手当においては、第39条第2項中「100分の122.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（令和5年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。
（令和5年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 令和5年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

俸 給 表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
一般職俸給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

枠外1	3月未満	40			85	109	89	77	69	53	37
	3月以上6月未満	40			85	110	90	78	70	54	38
	6月以上9月未満	40			86	111	91	79	71	55	39
	9月以上12月未満	40			86	112	92	80	72	56	40
	12月以上	41			87	113	93	81	73	57	41
枠外2	3月未満	41			87			81	73	57	41
	3月以上6月未満	41			87			82	74	58	42
	6月以上9月未満	41			88			83	75	59	43
	9月以上12月未満	42			88			84	76	60	44
	12月以上	42			89			85	77	61	45
枠外3	3月未満	42			89						
	3月以上6月未満	42			90						
	6月以上9月未満	43			91						
	9月以上12月未満	43			92						
	12月以上	43			93						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9

8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53

19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		

30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				
枠外1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上12月未満		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
枠外2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上12月未満		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
枠外3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上12月未満			108			
	12月以上			109			

ハ 教育職俸給表（一）及び特任教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1

4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37

15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	

26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				

37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				
枠外1	3月未満	149	133	109	93	73
	3月以上6月未満	150	134	110	94	74
	6月以上9月未満	151	135	111	95	75
	9月以上12月未満	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
枠外2	3月未満	153	137	113	97	77
	3月以上6月未満	154	138	114	98	78
	6月以上9月未満	155	139	115	99	79
	9月以上12月未満	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
枠外3	3月未満	157	141	117	101	81
	3月以上6月未満	157	141	117	101	81
	6月以上9月未満	157	141	117	101	81
	9月以上12月未満	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1

6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	

17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		

28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		
枠外1	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
枠外2	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		

枠外3	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	16	12
	12月以上	17	17	17	13
6	3月未満	17	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	20	16
	12月以上	21	21	21	17
7	3月未満	21	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	24	20
	12月以上	25	25	25	21
8	3月未満	25	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	28	24
	12月以上	29	29	29	25
9	3月未満	29	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	32	28
	12月以上	33	33	33	29

10	3月未満	33	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	36	32
	12月以上	37	37	37	33
11	3月未満	37	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	40	36
	12月以上	41	41	41	37
12	3月未満	41	41	41	37
	3月以上6月未満	42	42	42	38
	6月以上9月未満	43	43	43	39
	9月以上12月未満	44	44	44	40
	12月以上	45	45	45	41
13	3月未満	45	45	45	41
	3月以上6月未満	46	46	46	42
	6月以上9月未満	47	47	47	43
	9月以上12月未満	48	48	48	44
	12月以上	49	49	49	45
14	3月未満	49	49	49	45
	3月以上6月未満	50	50	50	46
	6月以上9月未満	51	51	51	47
	9月以上12月未満	52	52	52	48
	12月以上	53	53	53	49
15	3月未満	53	53	53	49
	3月以上6月未満	54	54	54	50
	6月以上9月未満	55	55	55	51
	9月以上12月未満	56	56	56	52
	12月以上	57	57	57	53
16	3月未満	57	57	57	53
	3月以上6月未満	58	58	58	54
	6月以上9月未満	59	59	59	55
	9月以上12月未満	60	60	60	56
	12月以上	61	61	61	57
17	3月未満	61	61	61	57
	3月以上6月未満	62	62	62	58
	6月以上9月未満	63	63	63	59
	9月以上12月未満	64	64	64	60
	12月以上	65	65	65	61
18	3月未満	65	65	65	61
	3月以上6月未満	66	66	66	62
	6月以上9月未満	67	67	67	63
	9月以上12月未満	68	68	68	64
	12月以上	69	69	69	65
19	3月未満	69	69	69	65
	3月以上6月未満	70	70	70	66
	6月以上9月未満	71	71	71	67
	9月以上12月未満	72	72	72	68
	12月以上	73	73	73	69
20	3月未満	73	73	73	69
	3月以上6月未満	74	74	74	70
	6月以上9月未満	75	75	75	71
	9月以上12月未満	76	76	76	72
	12月以上	77	77	77	73

21	3月未滿	77	77	77	73
	3月以上6月未滿	78	78	78	74
	6月以上9月未滿	79	79	79	75
	9月以上12月未滿	80	80	80	76
	12月以上	81	81	81	77
22	3月未滿	81	81	81	77
	3月以上6月未滿	82	82	82	78
	6月以上9月未滿	83	83	83	79
	9月以上12月未滿	84	84	84	80
	12月以上	85	85	85	81
23	3月未滿	85	85	85	81
	3月以上6月未滿	85	86	86	82
	6月以上9月未滿	85	87	87	83
	9月以上12月未滿	85	88	88	84
	12月以上	85	89	89	85
24	3月未滿		89	89	85
	3月以上6月未滿		90	90	86
	6月以上9月未滿		91	91	87
	9月以上12月未滿		92	92	88
	12月以上		93	93	89
25	3月未滿		93	93	89
	3月以上6月未滿		94	94	90
	6月以上9月未滿		95	95	91
	9月以上12月未滿		96	96	92
	12月以上		97	97	93
26	3月未滿		97	97	93
	3月以上6月未滿		98	98	94
	6月以上9月未滿		99	99	95
	9月以上12月未滿		100	100	96
	12月以上		101	101	97
27	3月未滿		101	101	97
	3月以上6月未滿		102	102	98
	6月以上9月未滿		103	103	99
	9月以上12月未滿		104	104	100
	12月以上		105	105	101
28	3月未滿		105	105	
	3月以上6月未滿		105	106	
	6月以上9月未滿		105	107	
	9月以上12月未滿		105	108	
	12月以上		105	109	
29	3月未滿			109	
	3月以上6月未滿			110	
	6月以上9月未滿			111	
	9月以上12月未滿			112	
	12月以上			113	
30	3月未滿			113	
	3月以上6月未滿			113	
	6月以上9月未滿			113	
	9月以上12月未滿			113	
	12月以上			113	
梓外1	3月未滿				101
	3月以上6月未滿				102
	6月以上9月未滿				103
	9月以上12月未滿				104
	12月以上				105

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級
	経験期間			
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32
	12月以上	33	33	33
10	3月未満	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36
	12月以上	37	37	37

11	3月未満	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40
	12月以上	41	41	41
12	3月未満	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44
	12月以上	45	45	45
13	3月未満	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48
	12月以上	49	49	49
14	3月未満	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50
	6月以上9月未満	51	51	51
	9月以上12月未満	52	52	52
	12月以上	53	53	53
15	3月未満	53	53	53
	3月以上6月未満	54	54	54
	6月以上9月未満	55	55	55
	9月以上12月未満	56	56	56
	12月以上	57	57	57
16	3月未満	57	57	57
	3月以上6月未満	58	58	58
	6月以上9月未満	59	59	59
	9月以上12月未満	60	60	60
	12月以上	61	61	61
17	3月未満	61	61	61
	3月以上6月未満	62	62	62
	6月以上9月未満	63	63	63
	9月以上12月未満	64	64	64
	12月以上	65	65	65
18	3月未満	65	65	65
	3月以上6月未満	66	66	66
	6月以上9月未満	67	67	67
	9月以上12月未満	68	68	68
	12月以上	69	69	69
19	3月未満	69	69	69
	3月以上6月未満	70	70	70
	6月以上9月未満	71	71	71
	9月以上12月未満	72	72	72
	12月以上	73	73	73
20	3月未満	73	73	73
	3月以上6月未満	74	74	74
	6月以上9月未満	75	75	75
	9月以上12月未満	76	76	76
	12月以上	77	77	77
21	3月未満	77	77	77
	3月以上6月未満	78	78	78
	6月以上9月未満	79	79	79
	9月以上12月未満	80	80	80
	12月以上	81	81	81

22	3月未満	81	81	81
	3月以上6月未満	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83
	9月以上12月未満	84	84	84
	12月以上	85	85	85
23	3月未満	85	85	85
	3月以上6月未満	86	86	86
	6月以上9月未満	87	87	87
	9月以上12月未満	88	88	88
	12月以上	89	89	89
24	3月未満	89	89	89
	3月以上6月未満	90	90	90
	6月以上9月未満	91	91	91
	9月以上12月未満	92	92	92
	12月以上	93	93	93
25	3月未満	93	93	93
	3月以上6月未満	94	94	94
	6月以上9月未満	95	95	95
	9月以上12月未満	96	96	96
	12月以上	97	97	97
26	3月未満	97	97	97
	3月以上6月未満	98	98	98
	6月以上9月未満	99	99	99
	9月以上12月未満	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未満	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104
	12月以上	105	105	105
28	3月未満	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106
	6月以上9月未満	107	107	107
	9月以上12月未満	108	108	108
	12月以上	109	109	109
29	3月未満	109	109	109
	3月以上6月未満	110	110	110
	6月以上9月未満	111	111	111
	9月以上12月未満	112	112	112
	12月以上	113	113	113
30	3月未満	113	113	113
	3月以上6月未満	114	114	114
	6月以上9月未満	115	115	115
	9月以上12月未満	116	116	116
	12月以上	117	117	117
31	3月未満	117	117	117
	3月以上6月未満	118	118	118
	6月以上9月未満	119	119	119
	9月以上12月未満	120	120	120
	12月以上	121	121	121
32	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
	9月以上12月未満	124	124	
	12月以上	125	125	

33	3 月未満	125	125	
	3 月以上 6 月未満	126	126	
	6 月以上 9 月未満	127	127	
	9 月以上 1 2 月未満	128	128	
	1 2 月以上	129	129	
34	3 月未満	129	129	
	3 月以上 6 月未満	130	130	
	6 月以上 9 月未満	131	131	
	9 月以上 1 2 月未満	132	132	
	1 2 月以上	133	133	
35	3 月未満	133	133	
	3 月以上 6 月未満	134	134	
	6 月以上 9 月未満	135	135	
	9 月以上 1 2 月未満	136	136	
	1 2 月以上	137	137	
36	3 月未満	137	137	
	3 月以上 6 月未満	138	138	
	6 月以上 9 月未満	139	139	
	9 月以上 1 2 月未満	140	140	
	1 2 月以上	141	141	
37	3 月未満	141	141	
	3 月以上 6 月未満	142	142	
	6 月以上 9 月未満	143	143	
	9 月以上 1 2 月未満	144	144	
	1 2 月以上	145	145	
38	3 月未満	145	145	
	3 月以上 6 月未満	146	146	
	6 月以上 9 月未満	147	147	
	9 月以上 1 2 月未満	148	148	
	1 2 月以上	149	149	
39	3 月未満	149		
	3 月以上 6 月未満	150		
	6 月以上 9 月未満	151		
	9 月以上 1 2 月未満	152		
	1 2 月以上	153		
40	3 月未満	153		
	3 月以上 6 月未満	154		
	6 月以上 9 月未満	155		
	9 月以上 1 2 月未満	156		
	1 2 月以上	157		
41	3 月未満	157		
	3 月以上 6 月未満	158		
	6 月以上 9 月未満	159		
	9 月以上 1 2 月未満	160		
	1 2 月以上	161		
枠外1	3 月未満	161	149	121
	3 月以上 6 月未満	162	150	122
	6 月以上 9 月未満	163	151	123
	9 月以上 1 2 月未満	164	152	124
	1 2 月以上	165	153	125
枠外2	3 月未満	165		
	3 月以上 6 月未満	166		
	6 月以上 9 月未満	167		
	9 月以上 1 2 月未満	168		
	1 2 月以上	169		

附則別表第3 指定職俸給表の適用を受ける教職員の号俸の切替表（附則別表第4項関係）

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4

附 則（平成19年3月12日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 施行日の前日から引き続き、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員（同一の職に限る。）のうち、改正後の第26条の規定による管理職手当の額が、改正前の第26条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 平成20年3月31日までの間においては、第29条の2第3項中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 第29条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にする異動をした場合についても適用する。この場合において、同条第2項中「異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該支給に係る異動の日以後」とする。

附 則（平成19年11月30日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年11月30日から施行し、第40条第2項の改正規定を除き、平成19年4月1日から適用する。
（平成19年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 平成19年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあつては、100分の97.5）」とする。
（給与の内払）
- 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月14日改正）

（施行日）

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（特定の職務の級号俸）
- 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とし、号俸は、切替日の前日において受けていた号俸と同一とする。

俸 給 表	旧級	新級
教育職俸給表（二）	3級	4級
	4級	5級

- 前項の規定により級号俸を決定される教職員に対する切替日以降における最初の第17条第1項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間を新級号俸を受ける期間に通算する。
（復職時調整の経過措置）
- この規程施行の際、現に育児休業規程第2条による育児休業を取得している教職員が育児休業を取得している場合における改正後の第21条第1項第5号の規定の適用については、同項中「3分の3以下」とあるのは、「3分の3以下（当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の受ける俸給月額に、改正後の第21条の3に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額

(管理職手当の経過措置)

- 6 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員の平成19年3月12日改正附則第2項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

改正後の第26条の規定による管理職手当の額	改正後の第26条の規定による管理職手当の額（改正後の第21条の2の規定により読み替えられた額）
改正前の第26条の規定による管理職手当の額	改正前の第26条の規定による管理職手当の額に算出率を乗じて得た額

附 則（平成21年3月16日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の俸給月額に、その者の労働時間等規程第2条第2項により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

附 則（平成21年11月11日改正）

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則（平成21年11月30日改正）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月4日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものの以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額（平成21年12月4日改正施行の日において減額改定対象教職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.76（指定職俸給表の適用を受ける教職員にあっては、100分の99.68）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職俸給表（一）	1 級	1 号俸から56号俸
	2 級	1 号俸から24号俸
	3 級	1 号俸から 8 号俸
一般職俸給表（二）	1 級	1 号俸から68号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
教育職俸給表（一）	1 級	1 号俸から48号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
	3 級	1 号俸から12号俸

教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から52号俸
	2 級	1 号俸から44号俸
医療職俸給表（一）	1 級	1 号俸から52号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
	3 級	1 号俸から16号俸
	4 級	1 号俸から 4 号俸
医療職俸給表（二）	1 級	1 号俸から55号俸
	2 級	1 号俸から40号俸
	3 級	1 号俸から16号俸
特任教員俸給表	1 級	1 号俸から48号俸
	2 級	1 号俸から25号俸
	3 級	1 号俸から12号俸

附 則（平成22年 3 月15日改正）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年11月30日改正）

この規程は、平成22年12月 1 日から施行する。

附 則（平成22年12月24日改正）

（施行日）

- 1 この規程は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

（特定の教職員の給与の減額）

- 2 平成30年 3 月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「減額対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該減額対象教職員が55歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日（減額対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に減額対象教職員となった場合にあっては、減額対象教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 俸給月額 当該減額対象教職員の俸給月額（当該減額対象教職員が第24条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該減額対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該減額対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額対象教職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「この項、第4項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該減額対象教職員の俸給月額から当該減額対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該減額対象教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該減額対象教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 6 月 1 日及び12月 1 日（以下この号及び次号において「基準日」という。）において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第39条第2項表（1）の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項表（2）の適用を受ける教職員（以下この号及び次号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から表（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表（2）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から表（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項

表（３）に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第２項に規定する役職段階別加算額の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第39条第２項表（１）に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に第39条第２項表（２）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第６項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該教職員に支給される勤勉手当に係る第40条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第２項に規定する役職段階別加算額の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に当該合計額に第39条第２項表（１）に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に第39条第２項表（２）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第６項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該減額対象教職員に支給される勤勉手当に係る第40条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第20条第１項から第７項まで又は第９項の規定により支給される給与 当該減額対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第20条第１項 前各号に定める額
- ロ 第20条第２項又は第３項 第１号から第４号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第20条第４項 第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該減額対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第20条第５項から第７項 第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該減額対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第20条第９項 第４号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第５項から第７項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	６級
教育職俸給表（一）	５級
教育職俸給表（二）	５級

- ３ 前項に規定するもののほか、減額対象教職員以外の者が月の初日以外の日に減額対象教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- ４ 第２項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条及び第34条から第36条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第７条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に１箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域及び広域異動手当の月額の合計額に１箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- ５ 第２項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第26条第２項に規定する管理職手当は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- ６ 第２項の規定が適用される間、第40条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる教職員で第２項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- （平成22年４月１日前に55歳に達した教職員に関する読替え）
- ７ 平成22年４月１日前に55歳に達した教職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「当該減額対象教職員が55歳に達した日以後における最初の４月１日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日以後における最初の４月１日後」とあるのは、「同日後」とする。
- （平成23年４月１日における号俸の調整）
- ８ 平成23年４月１日において43歳に満たない教職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職俸給表の適用を受ける者等は除く。）のうち、平成22年１月１日において第17条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。
- ９ 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に

応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務教職員等に関する読替え)

- 10 育児短時間勤務教職員に対する第2項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第1号	号俸の俸給月額（	号俸の俸給月額に労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の俸給月額	当該額
	を減じた額（	に算出率を乗じて得た額を減じた額（
第4号	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第5号	俸給月額減額基礎額	俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 11 この規程施行後の次の表の左欄に掲げる教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1	平成21年12月4日改正附則第2項に規定する減額改定対象教職員（2の項に掲げる教職員を除く。）	俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
2	指定職俸給表の適用を受ける教職員	俸給月額に100分の99.44を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
3	1の項及び2の項に掲げる教職員以外の教職員	俸給月額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に

- 12 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とする。

附 則（平成23年3月14日改正）

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 第24条に規定する病気休暇の期間が施行日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇」とあるのは、「施行日前における当該療養のための病気休暇」とする。

附 則（平成24年3月16日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 この規程施行後の次の表の左欄に掲げる教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1	平成21年12月4日改正附則第2項に規定する減額改定対象教職員（2の項に掲げる教職員を除く。）	俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
2	指定職俸給表の適用を受ける教職員	俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
3	1の項及び2の項に掲げる教職員以外の教職員	俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職俸給表の適用を受ける者（以下「除外教職員」という。）は除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 4 平成25年4月1日において、改正後の平成18年3月20日改正附則第6項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、改正後の平成18年3月20日改正附則第6項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 6 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前3項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成25年3月15日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日改正）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日改正）

（施行日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員（同一の職に限る。）のうち、改正後の第26条の規定による管理職手当の額が、改正前の第26条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる教職員には、平成27年3月31日までの間、改正前の適用を受けるものとする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 3 改正後の第29条の2の規定は、平成21年4月2日から平成26年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にする異動をした場合についても適用する。

附 則（平成26年11月28日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成26年11月28日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成26年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）
- 3 平成27年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。
（平成26年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 平成26年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。
（特定の教職員の給与の減額）
- 5 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の65」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の102.5」とする。
（給与の内払）
- 6 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成26年12月25日改正）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月16日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（細則で定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月24日改正附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「減額対象教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象教職員となった場合にあっては、減額対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第7条第1項、第29条第2項、第29条の2第3項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、第43条第1項及び第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、附則第4項又は附則第5項の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）
- 7 切替日から平成28年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
（広域異動手当に関する特例）
- 8 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する官署を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第29条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 9 切替日前に教職員がその在勤する官署を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第29条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
（特定の教職員の給与の減額）
- 10 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の65」とあるのは「100分の75」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」とする。

附 則（平成27年5月13日改正）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（特定の教職員の給与の減額）
- 2 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）」とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の1.25（特定管理職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）」と、「100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（給与の内払）
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(特定の教職員の給与の減額)

2 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）」とあるのは、100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）」とする。

附 則（平成28年11月25日改正）

(施行日等)

- 1 この規程は、平成28年11月25日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成28年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成28年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例)

- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」とあるのは、100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）」とする。

(平成28年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例)

- 4 平成28年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。

(特定の教職員の給与の減額)

- 5 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の65」とあるのは「100分の90」と、「100分の85」とあるのは「100分の110」とする。

(給与の内払)

- 6 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年12月22日改正）

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月17日改正）

(施行日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(職務付加手当に関する経過措置)

2 施行日の前日から引き続き、職務付加手当の支給を受ける教職員（同一の職務に限る）のうち、改正後の第26条の2の規定による手当の額が、改正前の第26条の2の規定による手当の額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、改正前の適用を受けるものとする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第28条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3項、第5項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）8級及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）
-----	---	---

第5項	その旨	その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第7項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第5号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第28条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（一般職俸給表（一）8級以上及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号	，同項第2号
第7項	次の各号のいずれか	，同項第2号

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第28条第3項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	前項第2号	同項第2号
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
第7項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号

附 則 （平成29年4月12日改正）

この規程は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 （平成30年1月19日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成30年1月19日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成29年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成29年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）

- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）」とあるのは、100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」とする。

（平成29年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）

- 4 平成29年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成30年3月20日改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（昭和56年4月2日以後に生まれた教職員をいう。指定職俸給表の適用を受ける者は除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。以下「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 3 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成30年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成30年11月21日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成30年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成30年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）

- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは、「100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」とする。

（平成30年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）

- 4 平成30年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年 3 月 8 日改正）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日改正）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月 1 日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和元年12月 1 日から施行し、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、平成31年 4 月 1 日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の95.0（特定管理職員にあっては、100分の115.0）」とあるのは、「100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）」とする。
（令和元年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和元年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の170.0」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則（令和 2 年 1 月24日改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月31日まで神戸キャンパスに勤務し、かつ、令和 2 年 4 月 1 日以降も引き続き神戸キャンパスに勤務する者の地域手当については、勤務地が加東キャンパスに異動するまでの間、または退職するまでの間、改正前の第29条の規定を適用するものとする。

附 則（令和 2 年11月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
（令和 2 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 2 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」に、「100分の107.5」とあるのは、「100分の105」とする。
（令和 2 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 2 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則（令和 3 年11月22日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 3 年12月 1 日から施行する。
（令和 3 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 3 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の120.0」とあるのは、「100分の112.5」に、「100分の100」とあるのは、「100分の92.5」とする。
（令和 3 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 3 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の160」とあるのは、「100分の152.5」とする。

附 則（令和 4 年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 4 年12月 1 日から施行し、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 4 年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 2 令和 4 年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の100.0（特定管理職員にあっては、100分の120.0）」とあるのは、100分の105.0（特定管理職員にあっては、100分の125.0）」とする。
（令和 4 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 4 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の165.0」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則（令和 5 年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 5 年12月 1 日から施行し、第39条第 2 項、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 5 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 5 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の122.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（令和 5 年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和 5 年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。
（令和 5 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）

- 4 令和5年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（令和6年12月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和6年12月17日から施行し、第39条第2項、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、令和6年4月1日から適用する。
（令和6年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和6年12月に支給する期末手当においては、第39条第2項中「100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とあるのは、100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」とする。
（令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とあるのは、100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とする。
（令和6年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 令和6年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（令和7年3月7日改正）

（施行日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（号俸の切替え）
- 2 切替日の前日において別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸は、附則別表に定める号俸とする。
（令和7年度に支給する扶養手当の月額の特例）
- 3 令和7年度に支給する扶養手当においては、扶養親族たる配偶者については3,000円（一般職俸給表（一）8級及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員を除く）とし、第28条第3項中「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。」とあるのは、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。」とする。
（令和7年度に支給する教職調整額の支給割合の特例）
- 4 令和7年度に支給する教職調整額においては、令和7年4月から12月は100分の4とする。

附則別表

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2

22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			

72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46

55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		

105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3

18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	

68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30

47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	
59	51	47	
60	52	48	
61	53	49	
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82	78	
91	83	79	
92	84	80	
93	85	81	
94	86	82	
95	87	83	
96	88	84	

97	89	85	
98	90	86	
99	91	87	
100	92	88	
101	93	89	
102	94	90	
103	95	91	
104	96	92	
105	97	93	
106	98	94	
107	99	95	
108	100	96	
109	101	97	
110	102	98	
111	103	99	
112	104	100	
113	105	101	
114	106		
115	107		
116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		
122	114		
123	115		
124	116		
125	117		

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13

18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63

68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
	3 級

1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46

51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96

101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

附 則（令和 7 年 6 月 2 7 日改正）

この規程は，令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 3 1 日改正）

この規程は，令和 7 年 7 月 31 日から施行し，令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

別表第 1
一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			

61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる事務職員(技能職員、医療系技術職員及び看護職員を除く。)に適用する。

□ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000

61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第2

教育職俸給表（11条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	255,900	302,600	372,100	416,300	
22	257,400	305,000	373,300	417,400	
23	258,900	307,400	374,500	418,500	
24	260,400	309,600	375,600	419,700	
25	261,900	311,800	376,700	420,600	
26	263,600	313,800	378,100	421,700	
27	265,300	315,800	379,400	422,800	
28	267,000	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,600	337,000	394,100	435,200	
40	283,600	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,600	340,500	400,800	440,100	
46	289,600	341,000	401,800	441,000	
47	290,600	341,500	402,800	442,000	
48	291,500	341,900	403,700	442,900	
49	292,400	342,300	404,900	443,800	
50	292,900	342,700	406,300	444,700	
51	293,300	343,100	407,700	445,700	
52	293,900	343,500	409,100	446,600	
53	294,300	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	

61	297,600	347,100	416,900	455,000
62	298,000	347,500	417,800	455,400
63	298,400	347,900	418,600	456,000
64	298,800	348,300	419,200	456,600
65	299,200	348,700	419,800	457,300
66	299,600	349,100	420,300	458,000
67	300,000	349,500	420,700	458,300
68	300,400	349,900	421,100	458,900
69	300,800	350,300	421,400	459,300
70	301,200	350,800	421,800	459,700
71	301,600	351,200	422,100	460,100
72	302,000	351,600	422,500	460,400
73	302,400	351,900	422,800	460,700
74	302,800	352,400	423,200	461,100
75	303,200	352,800	423,600	461,500
76	303,600	353,200	424,000	461,800
77	303,900	353,600	424,300	462,100
78	304,300	354,100	424,600	462,500
79	304,700	354,600	425,000	462,800
80	305,100	355,100	425,300	463,100
81	305,400	355,600	425,600	463,400
82	305,800	356,300	426,000	463,800
83	306,200	357,000	426,300	464,100
84	306,600	357,700	426,600	464,400
85	306,900	358,300	426,900	464,700
86	307,300	358,900	427,200	
87	307,700	359,500	427,500	
88	308,100	360,100	427,800	
89	308,500	360,600	428,100	
90	308,900	361,000	428,400	
91	309,300	361,400	428,700	
92	309,700	361,800	429,000	
93	310,100	362,200	429,300	
94	310,600	362,600	429,600	
95	311,100	363,100	429,900	
96	311,500	363,500	430,200	
97	311,900	364,100	430,500	
98	312,400	364,600	430,800	
99	312,900	365,000	431,100	
100	313,500	365,500	431,400	
101	313,800	365,900	431,700	
102	314,100	366,400	432,000	
103	314,400	366,700	432,300	
104	314,700	367,100	432,600	
105	315,000	367,600	432,800	
106	315,300	368,000		
107	315,600	368,500		
108	315,800	369,000		
109	316,100	369,400		
110	316,400	369,900		
111	316,800	370,300		
112	317,200	370,700		
113	317,500	371,100		
114	317,900	371,500		
115	318,200	371,900		
116	318,500	372,300		
117	318,700	372,700		
118	319,000	373,100		
119	319,400	373,500		
120	319,800	373,900		

121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			
131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			
134	323,600	380,100			
135	324,000	380,600			
136	324,200	381,100			
137	324,400	381,600			
138	324,600	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,500	383,600			
142	325,800				
143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる大学教員に適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。

□ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	199,900	220,700	319,500	348,700	435,700
2	202,200	223,100	321,200	350,200	437,000
3	204,500	225,500	323,000	351,700	438,200
4	206,700	227,900	324,700	353,200	439,500
5	208,900	230,300	326,300	354,600	440,600
6	211,200	232,700	328,400	356,000	441,700
7	213,400	235,100	330,500	357,400	442,900
8	215,600	237,500	332,600	358,800	444,100
9	217,800	239,900	334,500	360,200	445,400
10	220,000	241,500	336,500	361,500	446,600
11	222,200	243,100	338,300	362,800	447,600
12	224,400	244,700	340,100	364,100	448,700
13	226,600	246,300	341,800	365,300	449,900
14	228,700	247,800	343,400	366,600	450,700
15	230,800	249,200	344,900	367,800	451,500
16	232,900	250,600	346,400	369,000	452,400
17	235,000	252,000	347,700	370,200	453,300
18	236,800	253,200	349,100	371,400	453,800
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	351,700	373,700	454,800
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
22	243,200	258,200	354,400	376,000	455,800
23	244,500	259,500	355,900	377,200	456,300
24	245,800	260,800	357,300	378,300	456,800
25	247,000	262,100	358,700	379,400	457,300
26	248,100	264,000	360,000	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,300	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,500	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,600	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,000	385,200	459,800
31	254,000	273,700	366,300	386,400	460,300
32	255,200	275,900	367,600	387,500	460,800
33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
34	257,500	280,300	370,300	389,800	461,800
35	258,700	282,500	371,600	391,000	462,300
36	259,900	284,600	372,900	392,200	462,800
37	261,100	286,600	374,000	393,400	463,300
38	262,300	288,500	375,000	394,700	463,800
39	263,500	290,400	376,000	395,900	464,300
40	264,700	292,200	377,000	397,100	464,800
41	265,900	294,000	378,000	398,300	465,300
42	267,000	295,900	379,200	399,600	
43	268,100	297,700	380,400	400,600	
44	269,200	299,400	381,600	401,700	
45	270,200	301,100	382,500	402,900	
46	271,000	302,900	383,800	404,100	
47	271,800	304,600	385,100	405,300	
48	272,600	306,200	386,300	406,500	
49	273,300	307,800	387,000	407,600	
50	274,100	309,500	388,200	408,600	
51	274,800	311,300	389,200	409,900	
52	275,500	313,000	390,300	411,100	
53	276,300	314,300	391,000	412,300	
54	277,100	316,200	392,100	413,400	
55	277,900	318,000	393,100	414,500	
56	278,600	319,700	394,100	415,600	
57	279,300	321,400	395,200	416,600	
58	280,100	323,300	396,200	417,800	
59	280,900	325,000	397,300	419,000	
60	281,600	326,700	398,400	420,200	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
61	282,200	328,400	399,200	420,800	
62	282,900	330,200	400,300	421,600	
63	283,600	332,000	401,400	422,300	
64	284,200	333,700	402,400	422,800	
65	284,900	335,400	403,400	423,100	
66	285,600	336,700	404,300	423,400	
67	286,300	338,000	405,300	423,800	
68	287,000	339,300	406,300	424,200	
69	287,700	340,800	407,100	424,500	
70	288,500	342,300	408,100	424,900	
71	289,200	343,800	409,000	425,200	
72	289,900	345,300	410,000	425,500	
73	290,400	346,700	410,700	425,800	
74	291,100	348,200	411,300	426,200	
75	291,800	349,700	412,000	426,500	
76	292,400	351,200	412,700	426,800	
77	293,000	352,600	413,200	427,100	
78	293,700	354,100	413,900	427,400	
79	294,300	355,600	414,400	427,700	
80	294,900	357,100	415,000	427,900	
81	295,500	358,500	415,500	428,100	
82	296,100	359,800	415,800	428,400	
83	296,700	361,100	416,000	428,700	
84	297,300	362,300	416,200	428,900	
85	297,800	363,500	416,400	429,100	
86	298,300	364,700	416,700	429,400	
87	298,800	365,900	417,000	429,700	
88	299,300	367,000	417,300	429,900	
89	299,700	368,100	417,700	430,100	
90	300,300	369,200	418,000	430,400	
91	300,800	370,300	418,300	430,700	
92	301,300	371,400	418,600	430,900	
93	301,600	372,500	418,900	431,100	
94	302,100	373,700	419,200	431,400	
95	302,600	374,800	419,500	431,700	
96	303,000	375,900	419,800	431,900	
97	303,400	376,900	420,100	432,100	
98	303,900	377,900	420,400	432,400	
99	304,400	378,800	420,700	432,700	
100	304,800	379,700	421,000	432,900	
101	305,200	380,500	421,300	433,100	
102	305,600	381,500	421,600		
103	306,000	382,400	421,900		
104	306,300	383,300	422,200		
105	306,500	384,100	422,500		
106	306,800	385,000	422,800		
107	307,100	385,900	423,100		
108	307,300	386,800	423,400		
109	307,500	387,600	423,700		
110	307,700	388,600	424,000		
111	308,000	389,500	424,300		
112	308,300	390,400	424,600		
113	308,500	391,000	424,900		
114	308,700	391,900	425,200		
115	308,900	392,800	425,500		
116	309,200	393,700	425,800		
117	309,500	394,500	426,100		
118	309,700	395,200			
119	310,000	396,000			
120	310,300	396,800			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
121	310,500	397,400			
122	310,700	398,100			
123	310,900	398,800			
124	311,200	399,400			
125	311,500	400,000			
126		400,700			
127		401,200			
128		401,800			
129		402,400			
130		403,000			
131		403,500			
132		404,000			
133		404,300			
134		404,600			
135		404,900			
136		405,200			
137		405,500			
138		405,800			
139		406,100			
140		406,400			
141		406,700			
142		407,000			
143		407,300			
144		407,600			
145		407,800			
146		408,100			
147		408,400			
148		408,600			
149		408,800			
150		409,100			
151		409,400			
152		409,600			
153		409,800			
154		410,100			
155		410,400			
156		410,600			
157		410,800			
158		411,100			
159		411,400			
160		411,600			
161		411,800			
162		412,100			
163		412,400			
164		412,600			
165		412,800			
166		413,100			
167		413,400			
168		413,600			
169		413,800			
170		414,100			
171		414,400			
172		414,600			
173		414,800			

備考 1 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員に適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

医療職俸給表（第11条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800
2	190,700	228,700	263,800	282,600
3	192,800	230,000	264,600	283,400
4	194,900	231,300	265,400	284,100
5	196,900	232,500	266,200	284,800
6	198,900	233,600	267,000	285,500
7	200,900	234,600	267,800	286,200
8	202,700	235,600	268,600	287,000
9	204,500	236,700	269,400	287,800
10	206,400	237,900	270,200	288,600
11	208,300	239,200	271,000	289,400
12	210,400	240,500	271,800	290,100
13	212,100	241,800	272,600	290,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900
15	216,300	244,400	274,200	293,000
16	218,400	245,600	275,000	294,200
17	220,500	246,800	275,800	295,400
18	221,600	248,000	276,600	296,600
19	222,700	249,200	277,400	297,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400
23	226,700	253,200	280,800	302,600
24	227,600	254,000	281,600	303,800
25	228,500	254,800	282,400	305,000
26	229,400	255,600	283,300	306,200
27	230,300	256,400	284,200	307,300
28	231,200	257,200	285,000	308,500
29	232,100	258,000	285,800	309,800
30	233,000	258,800	286,900	311,000
31	233,900	259,600	287,900	312,200
32	234,800	260,400	288,900	313,400
33	235,600	261,200	289,900	314,600
34	236,400	262,000	291,000	315,700
35	237,200	262,700	292,000	316,900
36	238,000	263,500	293,000	318,100
37	238,800	264,400	294,000	319,300
38	239,600	265,200	295,000	320,600
39	240,400	266,000	296,000	321,900
40	241,200	266,800	297,000	323,100
41	241,800	267,600	298,000	324,000
42	242,400	268,400	299,200	325,200
43	243,000	269,200	300,300	326,400
44	243,500	270,000	301,400	327,600
45	244,000	270,700	302,500	328,700
46	244,600	271,500	303,600	329,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700
48	245,500	273,100	305,800	331,600
49	245,900	273,800	306,900	332,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500
51	246,900	275,300	309,100	334,500
52	247,400	276,000	310,200	335,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900
54	248,000	277,400	312,200	336,800
55	248,300	278,100	313,200	337,500
56	248,600	278,800	314,200	338,400
57	248,900	279,500	315,200	339,100
58	249,200	280,200	316,200	339,400
59	249,500	280,900	317,200	339,900
60	249,800	281,500	318,100	340,500

61	250,100	282,100	319,000	341,100
62	250,400	282,800	319,800	341,800
63	250,700	283,500	320,500	342,500
64	251,000	284,100	321,200	343,100
65	251,300	284,700	321,800	343,800
66	251,600	285,400	322,500	344,300
67	251,900	286,100	323,100	344,900
68	252,200	286,700	323,700	345,500
69	252,500	287,300	324,300	345,800
70	252,800	288,000	324,500	346,400
71	253,100	288,700	325,000	346,900
72	253,300	289,300	325,500	347,400
73	253,500	289,900	326,100	347,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900
76	254,300	291,200	327,500	349,300
77	254,500	291,600	328,100	349,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900
79	255,100	292,200	329,000	350,100
80	255,300	292,500	329,500	350,400
81	255,500	292,800	330,000	350,900
82	255,800	293,100	330,400	351,200
83	256,100	293,400	330,600	351,500
84	256,300	293,700	330,900	351,800
85	256,500	293,900	331,300	352,200
86		294,100	331,700	352,500
87		294,300	332,000	352,800
88		294,500	332,300	353,100
89		294,900	332,600	353,500
90		295,100	332,800	353,800
91		295,300	333,200	354,100
92		295,500	333,500	354,400
93		295,900	333,700	354,700
94		296,100	334,000	355,100
95		296,300	334,300	355,500
96		296,600	334,600	355,900
97		296,900	334,800	356,400
98		297,100	335,100	356,800
99		297,300	335,400	357,200
100		297,600	335,600	357,600
101		297,900	335,800	358,100
102		298,100	336,000	
103		298,300	336,400	
104		298,600	336,600	
105		298,900	336,800	
106			337,200	
107			337,600	
108			338,000	
109			338,200	

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる医療系技術職員に適用する。

□ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800
22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600
52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100

61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200

121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる看護職員に適用する。

別表第 8 管理職手当表（第26条関係）

区分	俸給表名	職務の級	手当の額（円）
1 種	一般職俸給表（一）	1 0 級	139,300
		9 級	130,300
		8 級	117,500
		7 級	88,500
2 種	一般職俸給表（一）	9 級	104,200
		8 級	94,000
		7 級	88,500
4 種	教育職俸給表（一）	5 級	75,200
5 種	一般職俸給表（一）	6 級	62,300
		5 級	59,500
	教育職俸給表（一）	5 級	70,500
	教育職俸給表（二）	5 級	66,400
		4 級	63,500
6 種	一般職俸給表（一）	5 級	49,600
		4 級	46,300
	教育職俸給表（一）	5 級	58,700
	教育職俸給表（二）	5 級	55,300
		4 級	52,900
7 種	教育職俸給表（一）	5 級	40,000
8 種	教育職俸給表（一）	5 級	35,000

別表第 8 の 2 職務付加手当表（第26条の 2 関係）

区分	俸給表名	手当の額（円）
1 種	教育職俸給表（一）	25,000
2 種	教育職俸給表（一）	20,000
3 種	教育職俸給表（一）	15,000
4 種	教育職俸給表（一）	7,500
5 種	教育職俸給表（一）	5,000

別表第9 義務教育等教員特別手当表（第42条関係）

教育職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1から 4まで	2,000	2,100	4,200	4,900	7,400
5から 8まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
9から 12まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
13から 16まで	2,200	2,500	4,800	5,400	7,700
17から 20まで	2,300	2,600	5,000	5,500	7,900
21から 24まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
25から 28まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
29から 32まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,100
33から 36まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,100
37から 40まで	2,900	3,300	5,800	6,300	8,100
41から 44まで	3,100	3,500	5,900	6,400	8,200
45から 48まで	3,200	3,700	6,100	6,600	
49から 52まで	3,300	3,800	6,200	6,800	
53から 56まで	3,400	4,100	6,400	6,900	
57から 60まで	3,500	4,300	6,500	7,000	
61から 64まで	3,600	4,500	6,600	7,100	
65から 68まで	3,700	4,800	6,800	7,200	
69から 72まで	3,800	4,900	6,900	7,300	
73から 76まで	3,900	5,100	7,000	7,400	
77から 80まで	4,000	5,300	7,100	7,500	
81から 84まで	4,100	5,400	7,100	7,500	
85から 88まで	4,100	5,500	7,200	7,600	
89から 92まで	4,200	5,600	7,200	7,600	
93から 96まで	4,300	5,800	7,300	7,700	
97から100まで	4,400	5,900	7,300	7,700	
101から104まで	4,400	6,100	7,300	7,700	
105から108まで	4,500	6,200	7,400		
109から112まで	4,500	6,300	7,400		
113から116まで	4,600	6,400	7,500		
117から120まで	4,600	6,500	7,500		
121から124まで	4,600	6,600			
125から128まで	4,600	6,700			
129から132まで		6,800			
133から136まで		6,900			
137から140まで		6,900			
141から144まで		6,900			
145から148まで		7,000			
149から152まで		7,100			
153から156まで		7,100			

157から160まで		7, 100			
161から164まで		7, 200			
165から168まで		7, 200			
169から172まで		7, 300			
173		7, 300			